

第28回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和元年11月25日 開会

令和元年11月25日 閉会

浦幌町農業委員会

令和元年11月25日 第28回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午前11時00分

閉会 午後 0時26分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第 8 議案第5号 農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について

4 議事内容 午前11時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第28回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」についてを議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号9番高木委員、10番木南委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありますか。はい。森委員。

○森委員 11月8日の地域政策懇談会ということで、行政からも要望等がありまして、小川会長も出席しまして、土地の所有権移転が非常に少ないということで、その辺の解消法というものが、800万円控除が十勝、北海道において検討が必要ではないかという意見が出されまして、もう少し考えていただけないかということをおっしゃられました。私も出席をしまして、主催側のお一人からも北海道として800万円というのは、これだけ広大な土地を所有権移転するには考えていかなければならないかなというようなお話をいただきました。そういうようなお話を会長が要望しておりましたので補足としてお話をさせていただきました。

○小川議長 ありがとうございます。本来私から説明するところでしたが、地域からの政策要望ということでありましたから、浦幌からの要望ということではなく、農業委員会からというよりも全体的な話として譲渡所得税の控除として話をさせていただきました。各町村においても、引き上げのお願いをしておりますし、今度の28日には当然お願いをしてきます。以前からお願いを

していることでもあります。どうしても都府県の考えの基に政策ができていて、法律ができていて、十勝にそぐわないことがあります。少しでも声を上げ地道にお話を続けさせていただいております。以上です。そのほかはありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 次に日程第4、議案第1号、「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和元年11月25日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、愛牛に住所を有する方。申請人は、音更町に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、11月11日に大坂委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は雑種地でありました。議案書3ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の大坂委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、11月11日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂り耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。初めに番号1番、2番、6番から9番を議題といたします。事務局より説明願います。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和元年11月25日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の9件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、東山町に住所を有する方。賃借人は、静内に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成30年2月28日に賃貸借されましたが、令和元年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、静内に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成26年2月1日に賃貸借されましたが、令和元年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書10ページをご覧ください。賃貸人は、下浦幌に住所を有する方。賃借人は、静内に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成24年3月29日に賃貸借されましたが、令和元年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書11ページをご覧ください。賃貸人は、下浦幌に住所を有する方。賃借人は、静内に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成23年3月1日に賃貸借されましたが、令和元年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書12ページをご覧ください。賃貸人は、下浦幌に住所を有する方。賃借人は、静内に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成24年3月29日に賃貸借されましたが、令和元年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書13ページをご覧ください。賃貸人は、住吉町に住所を有する方。賃借人は、静内に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成27年12月1日に賃貸借されましたが、令和元年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号1番、2番、6番から9番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号1番、2番、

6番から9番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号3番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号4石塚委員、9番高木委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきますが、高木委員につきましては、番号4番、5番を引き続き審議いたします。その終了後入室、着席願います。ここで、暫時休憩いたします。

(石塚委員、高木委員 退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。番号3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、新町に住所を有する法人。賃借人は、朝日に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成26年3月26日に賃貸借されましたが、令和元年11月8日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号3番は、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号4番石塚委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(石塚委員 着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第2号番号3番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 次に、番号4番、5番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。賃貸人は、新町に住所を有する法人。賃借人は、朝日に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成26年3月26日に賃貸借されましたが、令和元年11月8日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、新町に住所を有する法人。賃借人は、朝日に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成26年3月26日に賃貸借されましたが、令和元年11月8日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えら

れます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号4番、5番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号4番、5番は、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号9番高木委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(高木委員 着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第2号番号3番から5番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 それでは次に日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買5件の所有権移転案件と賃貸借4件、使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。

それでは初めに所有権移転案件番号27番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号8番廣富委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(廣富委員 退席)

それでは休憩を解き会議を開きます。所有権移転案件番号27番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書14ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年11月25日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件5件、賃貸借案件4件、使用貸借案件1件でございます。

番号27番。譲渡人は、帯広市に住所を有する、幾千世に住所を有した方の相続財産管理人。譲受人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は11,804平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲渡人の都合により農地を売り渡す。譲受人は、農地を取得することにより経営の安定を図るためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書19ページに3条番号27の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員に代わり福田委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号27番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり農地を取得することにより経営の安定を図る内容であり、11月13日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たされていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号27番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号27番は、原案のとおり決定をいたしました。ここで議席番号8番廣富委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(廣富委員着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第3号の番号27番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは次に番号28番から31番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書14ページをご覧ください。番号28番。譲渡人は、下浦幌に住所を有する法人。譲受人は、芽室町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は30筆合わせまして623、246平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、農業経営規模縮小のため。譲受人は、農業経営規模拡大のためであります。

議案書15ページをご覧ください。番号29番。譲渡人は、共栄に住所を有する方、譲受人は、芽室町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は50、073平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、農業経営規模縮小のため。譲受人は、農業経営規模拡大のためであります。

番号30番。譲渡人は、幕別町に住所を有する方。譲受人は、住吉町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は6筆合わせまして142、600平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、返還された農地の利用が困難なため、譲受人に売り払う。譲受人は、農業者年金基金法に定める経営移譲(継承)を受けるため新たに買い受けるものであります。

番号31番。譲渡人は、住吉町に住所を有する方。譲受人は、住吉町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は24、393平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、返還された農地の利用が困難なため、譲受人に売り払う。譲受人は、農業者年金基金法に定める経営移譲(継承)を受けるため新たに買い受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書20ページから26ページに3条番号28から31の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号28番から31番について、地区担当委員の高木委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号28番から29番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農業経営規模拡大のため農地を買い受ける内容であります。また、番号30番から31番につきましては、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため新たに買い受ける内容であり、11月14日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。議案第3号の番号28番から31番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号28番から31番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定案件番号32番から36番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書16ページをご覧ください。番号32番。貸主は、東山町に住所を有する方。借主は、住吉町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は3筆合わせまして60,644平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年11月26日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲(継承)を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号33番。貸主は、愛牛に住所を有する方。借主は、統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況牧場、面積は5,345平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年12月31日から令和11年12月31日までの10年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を賃貸借する。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号34番。貸主は、下浦幌に住所を有する方。借主は、住吉町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は2筆合わせまして54,306平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年11月26日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲(継承)を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号35番。貸主は、下浦幌に住所を有する方。借主は、住吉町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は12筆合わせまして234,640平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年11月26日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲(継承)を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

議案書17ページをご覧ください。番号36番。貸主は、静内に住所を有する方。借主は、住吉町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑及び牧場、面積は66筆合わせまして962,774平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、令和元年11月26日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基

金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため、息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書27ページから40ページに3条番号32から36の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号32番、番号34番から36番について、地区担当委員の高木委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号32番及び番号34、35、36番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であり、11月14日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号33番について、地区担当委員の大坂委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号33番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため賃貸人より農地を借り受ける内容であり、11月20日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号32番から36番の利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号32番から36番は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号、「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買10件の所有権移転案件と、賃貸借11件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは初めに所有権移転案件、番号1番から7番、9番、10番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書42ページをご覧ください。議案第4号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって、町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。令和元年11月25日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書43ページより、ご説明申し上げます。売買案件10件、賃貸借案件11件の内容であります。番号1番。所有権の移転を受ける者は、川流布に住所を有する方。所有権の移転をする

者は、石川県金沢市に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は49,563平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和元年12月25日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。

番号2番。所有権の移転を受ける者は、川流布に住所を有する方。所有権の移転をする者は、本別町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は6筆合わせまして48,298平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和2年2月29日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。

番号3番。所有権の移転を受ける者は、川流布に住所を有する。所有権の移転をする者は、本別町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は11筆合わせまして59,189平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和2年2月29日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。

番号4番。所有権の移転を受ける者は、川流布に住所を有する方。所有権の移転をする者は、本別町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は、4,314平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和2年2月29日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。

議案書44ページをご覧ください。番号5番。所有権の移転を受ける者は、川流布に住所を有する方。所有権の移転をする者は、本別町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は3筆合わせまして20,546平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和2年2月29日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。

番号6番。所有権の移転を受ける者は、宝生に住所を有する方。所有権の移転をする者は、宝生に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は、49,212平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和2年2月29日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。

番号7番。所有権の移転を受ける者は、平和に住所を有する方。所有権の移転をする者は、帯広市に住所を有する共有名義の方5名です。所有権移転に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は3筆合わせまして102,743平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和2年3月31日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。

議案書45ページをご覧ください。番号9番。所有権の移転を受ける者は、朝日に住所を有する方。所有権の移転をする者は、幕別町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は36,299平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和2年3月31日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。

番号10番。所有権の移転を受ける者は、朝日に住所を有する方。所有権の移転をする者は、幕別町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は61,044平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和元年12月1日。対価の支払期限は令和2年3月31日。土地の引渡時期は令和元年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。議案書48ページから54ページに番号1番から7番、56ページから57ページに番号9番から10番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号1番から7番、9番、10番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号1番から7番、9番、10番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号8番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号6番大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(大坂委員 退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。番号8番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書44ページをご覧ください。番号8番。所有権の移転を受ける者は、大平に住所を有する法人。所有権の移転をする者は、住吉町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は5筆合わせまして114,462平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和2年1月1日。対価の支払期限は令和2年2月29日。土地の引渡時期は令和2年1月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は口座振込です。議案書55ページに番号8番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第4号の番号8番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号8番は、原案のとおり決定をいたしました。ここで議席番号6番大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第4号の番号8番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは次に、利用権設定案件番号11番から15番、17番、18番、20番、21番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書45ページをご覧ください。番号11番。利用権の設定等を受ける者は、栄穂に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、本別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は4筆合わせまして31,058平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号12番。利用権の設定等を受ける者は、栄穂に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は32,021平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号13番。利用権の設定等を受ける者は、恩根内に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、恩根内に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は5筆合わせまして30,678平方メートル、実耕作面積は26,243平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案書46ページをご覧ください。番号14番。利用権の設定等を受ける者は、富川に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、川流布に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は9筆合わせまして120,737平方メートル、実耕作面積は102,237平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号15番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、活平に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は4筆合わせまして30,483平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和9年11月30日までの8年間。賃貸価格は記

載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号17番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、本別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は6筆合わせまして35,618平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案書47ページをご覧ください。番号18番。利用権の設定等を受ける者は、平和に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、北町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は83,227平方メートル、実耕作面積は61,600平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号20番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は28,221平方メートル、実耕作面積は15,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号21番。利用権の設定等を受ける者は、統太に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、朝日に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は3筆合わせまして18,667平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書58ページから62ページに番号11番から15番、64ページから65ページに番号17から18番、67ページから68ページに番号20番から21番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号11番から15番、17番、18番、20番、21番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号11番から15番、17番、18番、20番、21番は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、番号16番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号3番香川委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(香川委員 退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。番号16番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書46ページをご覧ください。番号16番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、本別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は3筆合わせまして63,023平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書63ページに番号16番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第4号の番号16番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号16番は、原案のとおり決定をいたしました。ここで議席番号3番香川委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(香川委員着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第4号番号16番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 次に番号19番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号6番大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。番号19番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書47ページをご覧ください。番号19番。利用権の設定等を受ける者は、大平に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、大平に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は47,437平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書66ページに番号19番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第4号の番号19番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号19番は、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号6番大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局よりただ今の議決結果について報告をしてください。

○坂下事務局長 議案第4号番号19番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号、「農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について」を議題といたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号6番大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書70ページをご覧ください。議案第5号。農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、浦幌町より別紙のとおり農用地利用配分計画の案について意見を求められたので審議されたい。令和元年11月25日提出。浦幌町農業委員会会長。

本案件は、農地中間管理事業に基づき、北海道農業公社が中間管理権を所有した農地について、公募している借入希望者に賃借権の設定を目的として、浦幌町が農用地利用配分計画の案を作成し農業委員会に対して意見を求めるものであります。

議案書71ページをご覧ください。番号1番。利用権の設定等を受ける者は、大平に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社。土地の所有者は、吉野に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は記載のとおりであります。面積は、53,645平方メートルです。利用権設定等の種類は賃借権。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は令和2年1月15日から令和6年12月21日までの5年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年12月10日まで口座振込です。

議案書70ページをご覧ください。農用地利用配分計画の案に関する意見については、農用地利用配分計画の案は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接又は近接して農業経営を行っている担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を行い農業の生産性の向上に資する農用地利用配分計画の案となっていることから、適当であると認めるという内容でございます。議案書72ページに、番号1の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号6番大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第5号につきましては原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件についてご意見、委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれもちまして第28回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後0時26分閉会